

み広連介第592号
令和6年10月24日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者様
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 管理者様

みよし広域連合介護保険センター所長
(公 印 省 略)

福祉用具及び寝具等の使用料の徴収について (通知)

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下、「事業所」という。)において、利用者が利用する福祉用具及び寝具等(以下、「福祉用具等」という。)の費用について利用者に負担を求めている事例が見られました。

事業所が、認知症の状態にある方が共同で生活する場であること、また、認知症対応型共同生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービスにかかる介護保険給付費の算定が認められていないことから、福祉用具及び寝具等の使用料の取扱については下記のとおりとなります。

各事業所におかれましては、ご了知の上、適切なサービスの提供に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 福祉用具及び寝具等の使用料の取扱について

生活を行う上で必要となる福祉用具及び寝具等については、原則として、事業所の負担で準備をすること。

(事業者の負担で準備する福祉用具の例)

- ・「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第93号)及び「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種類」(平成11年3月31日厚生省告示第94号)に記載のもの(別紙参照)

(事業者の負担で準備する寝具の例)

- ・ベッド・布団・マットレス 等

(シーツ、枕、布団カバー等、数年以内で定期的買い替えるものは利用者の負担とすることも可能)

2 不適切な取扱いについて

利用者への対応	(1) 事業所が福祉用具等を準備せず、利用者に福祉用具等の購入を求めること。 (2) 事業所が福祉用具等を準備せず、利用者と福祉用具業者間で直接契約等を行わせるなどして当該福祉用具等の費用を利用者に負担させること。 (3) 事業所が福祉用具等を準備し、毎月、使用料を利用者に請求すること。
入居申込に際しての対応	(4) 在宅生活時に福祉用具貸与を利用していた者の入居に際し、事業所に当該福祉用具がないこと、準備ができないこと等を理由に入居を断ること。
必要となる福祉用具等の定義について	(5) 計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、利用者の処遇上必要であってケアプランに位置付けられるものについては、事業者の負担で準備をすべき福祉用具及び寝具等と同様の扱いとなる。

3 例外的な取扱いについて

以下の（１）～（３）の場合については、利用者の負担とすることが可能です。（利用者が直接契約等を行う、事業所が実費を立て替える等）

（１） 計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、利用者が必要とされるよりも高機能を有する福祉用具等、特殊な福祉用具等を利用者が希望する場合。

（２） 事業所が利用者に対して必要と判断し、福祉用具等を準備しているにもかかわらず、利用者の好みで別製品の福祉用具等の利用を希望する場合。

※事業所が福祉用具等を準備せず、福祉用具等の購入・貸与の費用を利用者に負担させることは不適切な取扱いとなります（（３）のように利用者が福祉用具等を持参する場合は除く）。

（３） 利用者が従来利用していた馴染みの福祉用具等を持参する、または利用者が自発的に希望の福祉用具等を購入して持参する場合。

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
(平成11年3月31日厚生省告示第93号)

1 車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

2 車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

3 特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの

- 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
- 二 床板の高さが無段階に調整できる機能

4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

5 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
- 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を用意に変換できる機能を有するものに限る。体位の保持のみを目的とするものを除く。

7 手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。

8 スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11 認知症老人徘徊感知機器

介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

13 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第94号)

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

2 自動排泄せつ処理装置の交換可能部品

3 排泄せつ予測支援機器

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの

4 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 入浴用椅子
- 二 浴槽用手すり
- 三 浴槽内椅子
- 四 入浴台
浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
- 五 浴室内すのこ
- 六 浴槽内すのこ
- 七 入浴用介助ベルト

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

6 移動用リフトのつり具の部分

7 スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

8 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの

9 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。